

2018年7月8日

楽天少額短期保険株式会社

台風第7号及び前線等に伴う大雨により
災害救助法が適用された地域において被害を受けられた皆様へ

このたびの災害により被災された方々に心からお見舞い申し上げます。


弊社では、災害救助法が適用された地域の被災者のご契約について、以下の特別措置を実施しております。ご希望のご契約者様は弊社カスタマーセンターまでお申し出ください。

1. 「保険証券」「届け出印」がない方について、便宜的なお手続をさせていただきます。
2. 「更新契約の契約手続」および「保険料の払込」につきましては、一定期間（6 か月）の猶予を設ける特別措置を実施いたします。

*今回、災害救助法が適用された地域は次ページをご参照ください。今後、災害救助法適用地域が追加された場合も同様の対応をします。

<お申出・お問合せ先>

カスタマーセンター

 **0120-344-700**

受付時間 10:00～18:00（土日・祝日、年末年始を除く）

*携帯電話からおかけ頂けます。

今回災害救助法が適用された地域（2018年7月8日現在）

| 法適用日 | 災害救助法適用市町村 | 事由等 |
|------|--|--|
| 7月6日 | 【高知県】 安芸市 香南市 長岡郡本山町 | 平成30年台風第7号及び前線等に伴う大雨による災害により、多数の者が生命又は身体に危害を受け、又は受けるおそれが生じており、継続的に救助を必要としている。 災害救助法施行令第1条第1項第4号適用 |
| 7月7日 | 宿毛市 | |
| 7月8日 | 土佐清水市 幡多郡三原村 | |
| 7月6日 | 【鳥取県】 鳥取市 八頭郡若桜町 八頭郡智頭町 八頭郡八頭町 東伯郡三朝町 西伯郡南部町 西伯郡伯耆町 日野郡日南町 日野郡日野町 日野郡江府町 | 平成30年台風第7号及び前線等に伴う大雨による災害により、多数の者が生命又は身体に危害を受け、又は受けるおそれが生じており、継続的に救助を必要としている。 災害救助法施行令第1条第1項第4号適用 |

| | | |
|------|---|---|
| 7月5日 | <p>【広島県】 広島市 呉市 竹原市 三原市 尾道市 福山市 府中市 東広島市 江田島市 安芸郡府中町 安芸郡海田町 安芸郡熊野町 安芸郡坂町</p> | <p>平成30年台風第7号及び前線等に伴う大雨による災害により、多数の者が生命又は身体に危害を受け、又は受けるおそれが生じており、継続的に救助を必要としている。</p> <p>災害救助法施行令第1条第1項第4号適用</p> |
| 7月5日 | <p>【岡山県】 岡山市 倉敷市 玉野市 笠岡市 井原市 総社市 高梁市 新見市 瀬戸内市 赤磐市 真庭市 浅口市 都窪郡早島町 浅口郡里庄町 苫田郡鏡野町英田郡西粟倉村 加賀郡吉備中央町</p> | <p>平成30年台風第7号及び前線等に伴う大雨による災害により、多数の者が生命又は身体に危害を受け、又は受けるおそれが生じており、継続的に救助を必要としている。</p> <p>災害救助法施行令第1条第1項第4号適用</p> |

| | | |
|------|--|--|
| 7月5日 | 【京都府】 福知山市 舞鶴市 綾部市 宮津市 京丹後市 南丹市 船井郡京丹波町 与謝郡伊根町 与謝郡与謝野町 | 平成30年台風第7号及び前線等に伴う大雨による災害により、多数の者が生命又は身体に危害を受け、又は受けるおそれが生じており、継続的に救助を必要としている。 災害救助法施行令第1条第1項第4号適用 |
| 7月5日 | 【兵庫県】 豊岡市 篠山市 朝来市 宍粟市 赤穂郡上郡町 美方郡香美町 | 平成30年台風第7号及び前線等に伴う大雨による災害により、多数の者が生命又は身体に危害を受け、又は受けるおそれが生じており、継続的に救助を必要としている。 災害救助法施行令第1条第1項第4号適用 |
| 7月6日 | 姫路市 西脇市 丹波市 多可郡多可町 佐用郡佐用町 | |
| 7月7日 | 養父市 たつの市 神崎郡市川町 神崎郡神河町 | |

| | | |
|------|---|---|
| 7月5日 | <p>【愛媛県】</p> <p>今治市</p> <p>宇和島市</p> <p>大洲市</p> <p>西予市</p> <p>北宇和郡松野町</p> <p>北宇和郡鬼北町</p> | <p>平成30年台風第7号及び前線等に伴う大雨による災害により、多数の者が生命又は身体に危害を受け、又は受けるおそれが生じており、継続的に救助を必要としている。</p> <p>災害救助法施行令第1条第1項第4号適用</p> |
|------|---|---|